

○鉄筋コンクリート造の柱の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件（平成 23 年 4 月 27 日国土交通省告示第 433 号）

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第七十七条第五号の規定に基づき、この告示を制定する。

平成二十三年四月二十七日 国土交通大臣 大島 章宏

鉄筋コンクリート造の柱の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件
建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第七十七条第五号の規定に基づき、鉄筋コンクリート造の柱の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を次のように定める。

建築基準法施行令（以下「令」という。）第七十七条第五号ただし書に規定する鉄筋コンクリート造の柱の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準は、次のとおりとする。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき当該鉄筋コンクリート造の柱が座屈しないことが確かめられた場合においては、これによらないことができる。

- 一 令第三章第八節第二款に規定する荷重及び外力によって当該柱に生ずる力を平成十九年国土交通省告示第五百九十四号第二の規定に従って計算すること。
- 二 当該柱の断面に生ずる長期及び短期の圧縮及び引張りの各応力度を令第八十二条第二号の表に掲げる式によって計算すること。
- 三 次の表の柱の小径をその構造耐力上主要な支点間の距離で除した数値の欄に掲げる区分に応じて、前号の規定によって計算した長期及び短期の圧縮及び引張りの各応力度に同表の割増係数の欄に掲げる数値を乗じて、長期及び短期の圧縮及び引張りの各設計用応力度を計算すること。

柱の小径をその構造耐力上主要な支点間の距離で除した数値	割 増 係 数
十五分の一	一・〇
二十分の一	一・二五
二十五分の一	一・七五

この表に掲げる柱の小径をその構造耐力上主要な支点間の距離で除した数値以外の柱の小径をその構造耐力上主要な支点間の距離で除した数値に応じた割増係数は、表に掲げる数値をそれぞれ直線的に補間した数値とする。

- 四 前号の規定によって計算した長期及び短期の圧縮及び引張りの各設計用応力度が、それぞれ令第三章第八節第三款の規定による長期に生ずる力又は短期に生ずる力に対する圧縮及び引張りの各許容応力度を超えないことを確かめること。

附 則

この告示は、平成二十三年五月一日から施行する。